

うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月１９日

うるま市長 中村 正人

うるま市規則第４０号

うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例施行規則（平成１７年うるま市規則第９０号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（助成金の審査支払委託） 第１２条 市長は、診療内容の審査及び助成金の支払について国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> に委託することができる。この場合においては、第６条及び第７条の規定は、適用しないものとする。	（助成金の審査支払委託） 第１２条 市長は、診療内容の審査及び助成金の支払について国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金</u> に委託することができる。この場合においては、第６条及び第７条の規定は、適用しないものとする。
備考 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。